

後期高齢者医療制度における所得区分

現役並み 所得者 I・II・III	本人が住民税課税所得(各種控除後)が145万円以上の方 または、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の 被保険者がいる方
	※ ただし、次の①～④の要件のいずれかに該当する場合は、申請し認めら れたら「一般」区分となります。
	① 同一世帯に被保険者が1人で収入額が383万円未満
	② 同一世帯に被保険者が2人以上で収入の合計額が520万円未満
	③ 同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であっても、同一世 帯に70歳から74歳までの方がいる場合には、その方の収入を合わせて 520万円未満
④ 生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者の場合、本人および同一 世帯の被保険者の総所得金額(33万円を基礎控除後)の合計額が210 万円以下	
一 般	現役並み所得者、低所得者II、低所得者I以外の方
低所得者 II	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者I以外の方)
低所得者 I	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金 の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方